

第2章 位置、構造及び設備の技術上の基準

第9節 給油取扱所

第1	給油取扱所の区分
----	----------

根拠条文 危政令

- 危政令第17条第1項
給油取扱所

- 危政令第17条第2項
給油取扱所のうち建築物内に設置するものその他これに類するもので総務省令（危規則第25条の6）で定めるもの

- 危政令第17条第3項
 - 一 飛行場で航空機に給油する給油取扱所
 - 二 船舶に給油する給油取扱所
 - 三 鉄道又は軌道によって運行する車両に給油する給油取扱所
 - 四 圧縮天然ガスその他の総務省令で定めるガス（危規則第27条の2）を内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充てんするための設備を設ける給油取扱所（第6号に掲げるものを除く。）
 - 五 電気を動力源とする自動車等に水素を充てんするための設備を設ける給油取扱所（次号に掲げるものを除く。）
 - 六 総務省令で定める自家用の給油取扱所（危規則第28条）

- 危政令第17条第4項
第4類の危険物のうちメタノール若しくはエタノール又はこれらを含有するものを取り扱う給油取扱所

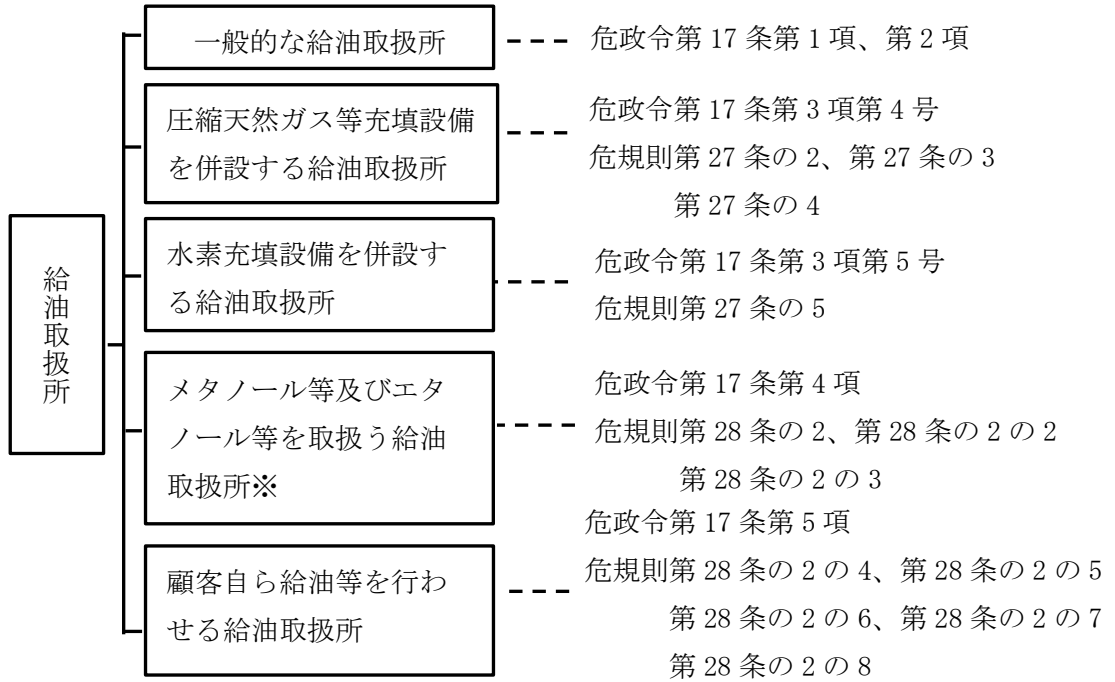
- 危政令第17条第5項
顧客に自ら自動車等に給油させ、又は灯油若しくは軽油を容器に詰め替えさせる給油取扱所として総務省令（危規則第28条の2の4）で定めるもの

留意事項

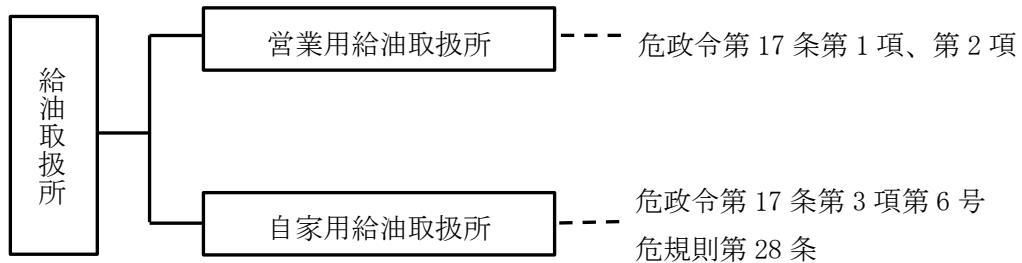
- 給油取扱所の位置、構造及び設備の技術基準は、施設形態に応じて定められている。より詳細な区分については、「給油取扱所の区分表」を参照のこと。

○ 給油取扱所の区分表

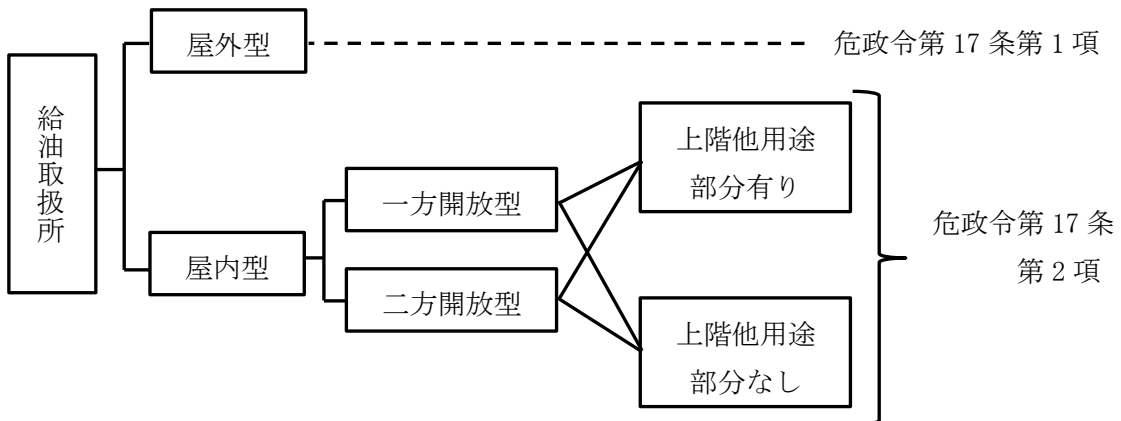
1 給油設備等による区分



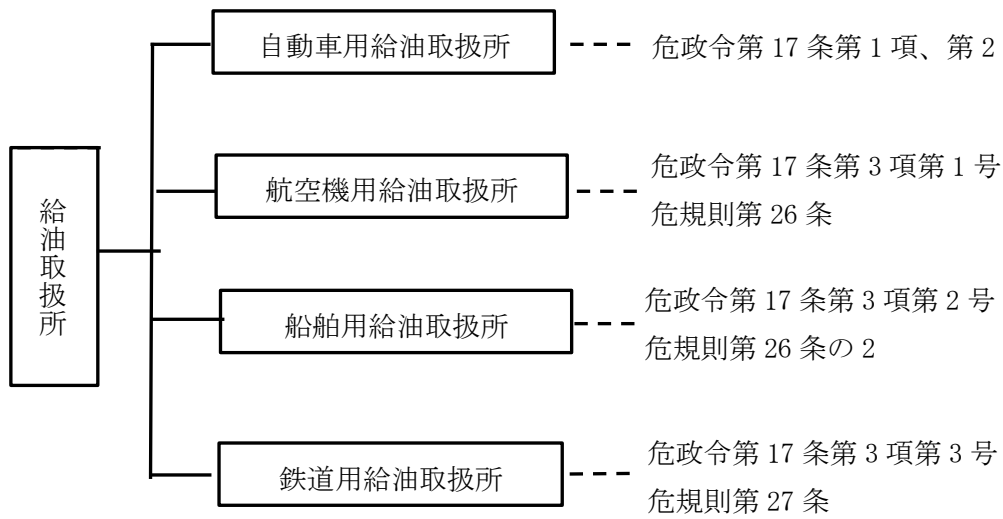
2 給油取扱所の利用形態による区分



3 給油取扱所の構造による区分



4 給油の対象となる自動車等による区分



第2	固定給油設備
----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第1号

給油設備は、ポンプ機器及びホース機器からなる固定された給油設備
(以下「固定給油設備」という。) とすること。

第3	給油空地
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第2号

固定給油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定給油設備にあつては、ホース機器の下方）に、自動車等に直接給油し、及び給油を受ける自動車等が出入りするのための、間口10m以上、奥行6m以上の空地で総務省令で定めるもの【危規則第24条の14】（以下「給油空地」という。）を保有すること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の14（給油空地）

危政令第17条第1項第2号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める空地は、次に掲げる要件に適合する空地とする。

- 一 自動車等が安全かつ円滑に出入りすることができる幅で道路に面していること。
- 二 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に通行することができる広さを有すること。
- 三 自動車等が当該空地からはみ出さずに安全かつ円滑に給油を受けることができる広さを有すること。

留意事項

○ 給油空地の特例

幅5m以上の出入口は同じ側に2箇所以上でなければならない。（昭和45年5月4日消防予第81号「間口とガードレールの関係」）

○ 駐車スペースにおいて指定数量未満の危険物移動タンク車の車庫証明をとってもよい。しかし、駐車スペースを移動タンク貯蔵所の常置場所とすることは認められない。（昭和62年6月17日消防危第60号「質疑」問23）

○ 河川の上を給油取扱所の敷地の一部とする場合、次の各号に適合するときは、給油取扱所の空地とみなすことができる。（昭和40年3月22日自消丙予発第43号「敷地の一部が河川上にかかる危険物給油取扱所の取扱いについて」）

- (1) 川にかかる部分は、車等の荷重に十分耐え、かつ、危険物等が河川に流入しないものであること。
- (2) 河川の側面に設ける擁壁は、コンクリート壁とし、上部からの荷重に対

し十分耐えるものであること。

- 地盤面より上に厚さ0.3mの鉄筋コンクリートで張り出した床面は、給油取扱所の空地とすることができる。（昭和47年1月10日消防予第20号「地盤面より上に給油取扱所の舗装面を設けることについて」）
- 給油取扱所の敷地に自動車等の給油のための一時的な停車を除く駐停車をする場合は、危政令第27条第6項第1号りに規定する「他の自動車等が駐車することを禁止する」部分以外の部分に白線等で明確に区画した駐停車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油の一時的な停車を除き当該駐停車スペース以外の場所を使用しないこと。（昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第4.1（1））
- 給油取扱所の規模、自動車等への給油場所の位置等から判断して給油作業に支障がない場合にあつては、給油空地にグリーンベルト、植込、池等を設けることができる。なお、植込の高さは危政令第17条第1項第19号に規定する塀の高さ以下とすること。（昭和47年1月7日消防予第13号「空地の一部に植え込み等を設ける給油取扱所」）
- 給油空地には、固定給油設備その他の設備に支障のない一角であっても、銀行の現金支払機専用の建築物に該当するプレハブ建物を設置することはできない。（昭和63年7月26日消防危第91号「給油取扱所内に銀行の現金支払機を設置することの可否について」）
- 給油取扱所が角地に位置している場合はどちらの道路を間口としてとらえても差し支えない。（昭和37年4月6日自消丙予発第44号「角地にある給油取扱所の空地の確保について」）
- 給油取扱所敷地内に歩道橋を設置することは認められない。（昭和42年9月1日自消丙予発第67号「給油取扱所敷地上の空中を占用する横断歩道橋の取扱」）
- 自動車等の出入する側に5m以上の幅を有する出入口を2箇所以上設けたとき、当該出入する側のうち出入口以外の部分に壁又は塀を設ける必要はない。（昭和40年4月9日自消丙予発第64号「用水路上の鉄筋コンクリートスラブと間口」）

- 道路との間に河川をはさんだ給油取扱所については、昭和44年3月10日消防予第50号を参照すること。（昭和44年3月10日消防予第50号「道路との間に河川をはさんだ給油取扱所の取扱」）

参照

- 「給油空地の運用」－平成18年5月10日消防危第113号「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」第1（1）給油空地
- 「給油空地の乗り入れ部」－平成13年11月21日消防危第127号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」

第4	注油空地
----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第3号

給油取扱所に灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定された容量4,000ℓ以下のタンク（容量2,000ℓを超えるタンクにあっては、その内部を2,000ℓ以下ごとに仕切ったものに限る。）に注入するための固定された注油設備（ポンプ機器及びホース機器からなるものをいう。以下「固定注油設備」という。）を設ける場合は、固定注油設備のうちホース機器の周囲（懸垂式の固定注油設備にあっては、ホース機器の下方）に、灯油若しくは軽油を容器に詰め替え、又は車両に固定されたタンクに注入するための空地で総務省令で定めるもの【危規則第24条の15】（以下「注油空地」という。）を給油空地以外の場所に保有すること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の15（注油空地）

- 一 灯油又は軽油を容器に詰め替えるための固定注油設備には、容器を安全におくことができ、かつ、当該容器に灯油又は軽油を安全かつ円滑に詰め替えることができる広さを有する空地を設けること。
- 二 灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備には、タンクを固定した車両が当該空地からはみ出さず、かつ、当該タンクに灯油又は軽油を安全かつ円滑に注入することができる広さを有する空地を設けること。

留意事項

- 注油空地の出入り口は、直接道路に接する必要はない。（平成元年5月10日消防危第44号「危検物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問3）
- 固定注油設備は、固定給油設備とアイランドを共有してはならない。また、固定注油設備のアイランドは給油空地に入ってはならない。（昭和62年6月17日消防危第60号「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」問10）

参照

- 「注油空地の運用」－平成18年5月10日消防危第113号「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」第1（2）注油空地

第5	給油空地及び注油空地の舗装
----	---------------

根拠条文 危政令

- 危政令第17条第1項第4号
給油空地及び注油空地は、漏れた危険物が浸透しないため総務省令で定める舗装【危規則第24条の16】をすること。

根拠条文 危規則

- 危規則第24条の16（給油空地及び注油空地の舗装）
総務省令で定める舗装は、次に掲げる要件に適合する舗装とする。
 - 一 漏れた危険物が浸透し、又は当該危険物によって劣化し、若しくは変形するおそれがないものであること。
 - 二 当該給油取扱所において想定される自動車等の荷重により損傷するおそれがないものであること。
 - 三 耐火性を有するものであること。

留意事項

- 給油空地及び注油空地以外の部分は、アスファルトによる舗装とすることができる。（平成31年4月19日消防危第81号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問2）
- 「当該給油取扱所において想定される自動車等」とは、給油を受けるために給油取扱所に乗り入れる車両、注油のために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、荷卸しのために乗り入れる移動タンク貯蔵所等、当該給油取扱所に乗り入れる可能性があるすべての車両をいうものであること。（平成18年5月10日消防危第113号「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」第1（3））
- 「耐火性を有するもの」とは、準不燃材料（JISだと難燃2級）以上のものであること。（昭和59年8月22日消防危第91号「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材」）

参照

- 「舗装の例」－昭和53年10月5日消防危第133号「ポリシールコンクリート舗装」、昭和56年7月10日消防危第87号「TXコンクリート舗装」、昭和60年10月21日消防危第118号「ベアコート舗装」
- 「舗装の補修材」－昭和59年8月22日消防危第91号「給油取扱所の空地地盤舗装用表面仕上材」

第6	滞留・流出防止措置
----	-----------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第5号

給油空地及び注油空地には、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留せず、かつ、当該危険物その他の液体が当該給油空地及び注油空地以外の部分に流出しないように総務省令で定める措置【危規則第24条の17】を講ずること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第24条の17（滞留及び流出を防止する措置）

総務省令で定める措置は、次に掲げる要件に適合する措置とする。

一 可燃性の蒸気が給油空地及び注油空地内に滞留せず、給油取扱所外に速やかに排出される構造とすること。

二 当該給油取扱所内の固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）又は固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）の一つから告示で定める数量の危険物【危告示第4条の51】が漏れいするものとした場合において、当該危険物が給油空地及び注油空地内に滞留せず、火災予防上安全な場所に設置された貯留設備に収容されること。

三 貯留設備に収容された危険物が外部に流出しないこと。この場合において、水に溶けない危険物を収容する貯留設備にあつては、当該危険物と雨水等が分離され、雨水等のみが給油取扱所外に排出されること。

根拠条文 危告示

○ 告示第4条の51（漏れいを想定する危険物の数量）

告示で定める危険物の数量は、5000（軽油を車両に固定されたタンクに注入する用に供する固定給油設備及び灯油又は軽油を車両に固定されたタンクに注入するための固定注油設備にあつては9000、船舶給油取扱所の給油設備にあつては500）とする。

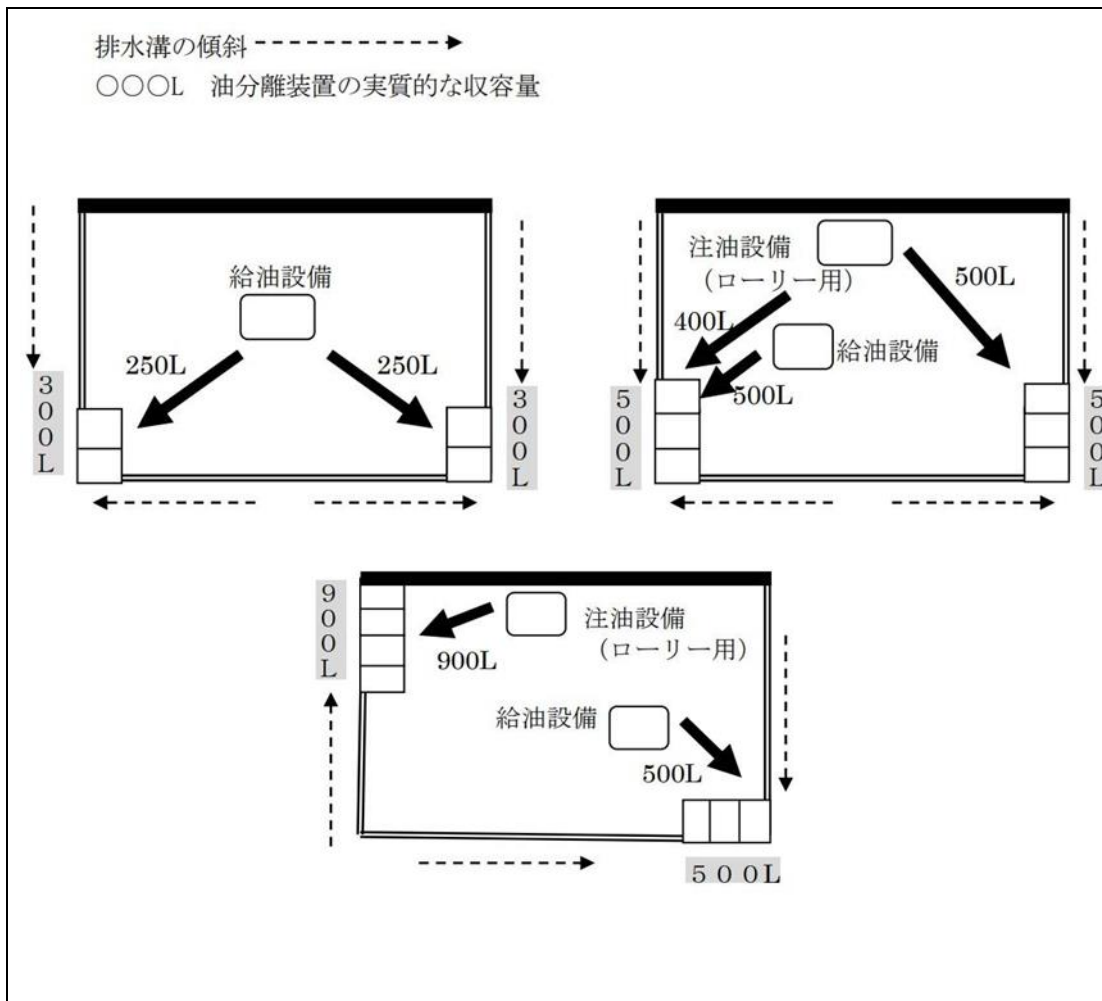
留意事項

○ 危政令第23条特例（昭和44年11月25日消防予第276号「道路のかさ上げと空地地盤の高さ」）

道路のかさ上げによって空地の地盤面が周囲の地盤面より低くなることにより、危規則第24条の17第1号の規定に適合しないこととなるときは、次の各号に適合すれば危政令第23条を適用することができる。

- (1) かさ上げ道路と給油取扱所の境界との高さの差が0.6m以下であること。
 - (2) 境界部分の高低差をうめる盛り上げ部分が固定給油設備のアイランドの道路に面する側から2m以上離れていること。
 - (3) 盛り上げの勾配が5分の2以下であること
- 給油空地と注油空地の排水溝及び油分離装置は、兼用することができる。
(平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」第1.1)
- 「漏えいした危険物が外部に流出することなく貯留設備に收容される」と認められる例は、次の図の例をいう。(平成18年9月19日消防危第191号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問5)

図6-1 外部流出防止措置として認められる例



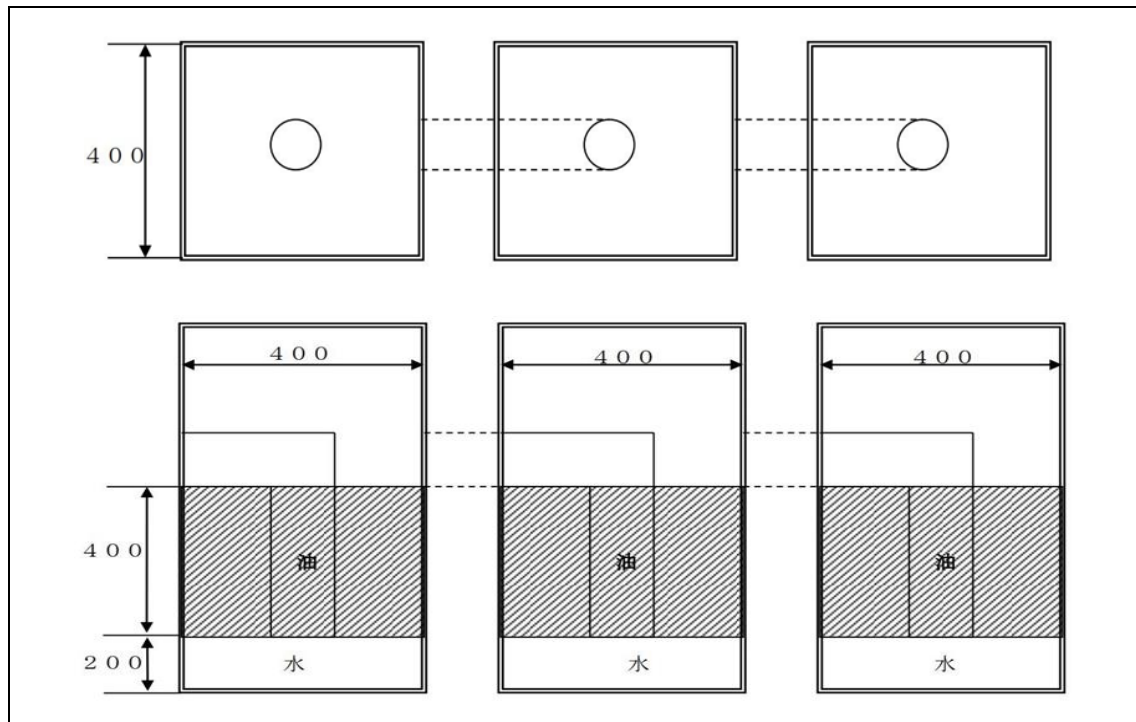
- 排水溝の位置、構造について
 - 1 排水溝は、塀又は建築物等のない側にはすべて設けること。(指導)
 - 2 排水溝は、土砂等の清掃ができるような大きさとすること。(指導)
 - 3 車両等の出入側は特に溝縁を補強しておくこと。(指導)

- 油分離装置の材質について
 - 1 材質は一般に、コンクリート製であるが、耐油性を有し、かつ、自動車等の荷重に耐えるように設置される場合は、FRP（ガラス繊維強化プラスチック）製でもよい。(昭和47年5月4日消防予第97号「F.R.P製の油分離装置の設置」)
 - 2 硬質塩化ビニール（JISK6475）製は、分離装置に直接荷重のかからない構造であれば認められる。(昭和49年10月16日消防予第121号「硬質塩化ビニール製油分離装置の設置」)

- 給油取扱所の排水には、相当量の土砂が含まれるので4槽以上の油分離槽とすること。(指導)

- 油分離装置の収容容量は、次の図の網掛け部分とすること。(*)

図6-2 油分離装置の収容容量



参照

- 「滞留・流出防止措置の運用」－平成18年5月10日消防危第113号「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」第1(4)(6)

第7	標識及び掲示板
----	---------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第6号

給油取扱所には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に給油取扱所である旨を表示した標識【危規則第17条】及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板【危規則第18条】を設けること。

参照

○ 「標識及び掲示板の基準」 一別記5 「標識・掲示板」

第8	専用タンク等
----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第7号

給油取扱所には、固定給油設備若しくは固定注油設備に接続する専用タンク又は容量10,000ℓ以下の廃油タンクその他の総務省令で定めるタンク【危規則第25条】（以下「廃油タンク等」という。）を地盤面下に埋没して設ける場合を除き、危険物を取り扱うタンクを設けないこと。ただし、都市計画法第8条第1項第5号の防火地域及び準防火地域以外の地域においては、地盤面上に固定給油設備に接続する容量600ℓ以下の簡易タンクを、その取り扱う同一品質の危険物ごとに1個ずつ3個まで設けることができる。

○ 危政令第17条第1項第8号

前号の専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクを設ける場合には、当該専用タンク、廃油タンク等又は簡易タンクの位置、構造及び設備は、次によること。

イ 専用タンク又は廃油タンク等の位置、構造及び設備は、第13条第1項（第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）、同条第2項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）又は同条第3項（同項においてその例によるものとされる同条第1項第5号、第9号（掲示板に係る部分に限る。）、第9号の2及び第12号を除く。）に掲げる地下タンク貯蔵所の地下貯蔵タンクの位置、構造及び設備の例によるものであること。

ロ 簡易タンクの構造及び設備は、第14条第4号及び第6号から第8号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の簡易貯蔵タンクの構造及び設備の例によるものであること。

表7-1 【タンク室】 危政令第13条適用規定一覧

適用条項	基準内容
第13条第1項第1号	タンクの設置方法
同項第2号	タンクとタンク室との間隔
同項第3号	タンクの埋設深さ
同項第4号	タンク相互の間隔

同項第6号	タンクの材質、板厚、強度
同項第7号	タンク外面の保護
同項第8号	通気管又は安全装置の設置
同項第8号の2	液量自動覚知装置等の設置
同項第9号	注入口の位置、構造、設備 (掲示板に係る部分を除く。)
同項第10号	配管の位置、構造、設備
同項第11号	配管の取付位置
同項第13号	漏洩検査管の設置
同項第14号	タンク室の構造

表7-2 【二重殻タンク】危政令第13条適用規定一覧

適用条項	基準内容
第13条第1項第2号	タンクとタンク室との間隔
同項第3号	タンクの埋設深さ
同項第4号	タンク相互の間隔
同項第6号	タンクの材質、板厚、強度
同項第8号	通気管又は安全装置の設置
同項第8号の2	液量自動覚知装置等の設置
同項第9号	注入口の位置、構造、設備 (掲示板に係る部分を除く。)
同項第10号	配管の位置、構造、設備
同項第11号	配管の取付位置
同項第14号	タンク室の構造
第13条第2項各号	二重殻タンクの位置、構造、設備

表7-3 【漏れ防止構造】危政令第13条適用規定一覧

適用条項	基準内容
第13条第1項第3号	タンクの埋設深さ
同項第6号	タンクの材質、板厚、強度
同項第8号	通気管又は安全装置の設置

同項第8号の2	液量自動覚知装置等の設置
同項第9号	注入口の位置、構造、設備 (掲示板に係る部分を除く。)
同項第10号	配管の位置、構造、設備
同項第11号	配管の取付位置
同項第13号	漏洩検査管の設置
第13条第2項第2号	イ～ハ(ふたの構造等)
危規則第23条の2	タンク外面の保護
危規則第24条の2の5	漏れ防止構造

○ 危政令第17条第1項第9号

固定給油設備又は固定注油設備に危険物を注入するための配管は、当該固定給油設備又は固定注油設備に接続する危政令第17条第1項第7号の専用タンク又は簡易タンクからの配管のみとすること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条(廃油タンク等)

総務省令で定めるタンクは、次のとおりとする。

- 一 廃油タンク
- 二 ボイラー等に直接接続するタンク

留意事項

○ 専用タンク

- 1 「専用タンク」とは、固定給油設備又は固定注油設備にガソリンや軽油等の燃料を供給するための地下貯蔵タンクをいう。(※)
- 2 給湯用ボイラー又は冷暖房用ボイラーへの灯油の供給は、専用タンクから行うことができる。(昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.1(4))
- 3 中仕切タンクによるガソリンと灯油の取扱いは認められるが、ガソリンと廃油の取扱いは認められない。(昭和62年6月17日消防危第60号「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」質疑11)
- 4 専用タンクは、給油取扱所の敷地外に設けることができる。(昭和42年10月23日自消丙予発第88号「給油取扱所の敷地外にある地下専用タンク」)

- 廃油タンク等
 - 1 「廃油タンク等」とは、廃油タンク及び給湯用ボイラー、冷暖房用ボイラー、自家発電設備等に直接接続する容量 10,000ℓ以下の地下貯蔵タンクをいう。(昭和 62 年 4 月 28 日消防危第 38 号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第 3.1 (3))
 - 2 廃油タンク等には、潤滑油タンクは含まれない。(昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」問 12)

- 敷地外のボイラーに接続するタンクを給油取扱所内に設けることはできない。(昭和 62 年 6 月 17 日消防危第 60 号「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」問 13)

- 簡易タンク
 - 1 同一品質の危険物とは、全く同じ品質を有するものをいい、法別表第 1 に掲げてある品名が同一であっても品質が異なるもの(例えばオクタン価の異なるガソリン等)は同一品質の危険物には該当しない。(＊)
 - 2 地域指定が防火地域又は準防火地域に変更された場合、既設の簡易タンクは撤去しなければならない。(昭和 35 年 5 月 14 日国消乙予発第 31 号「地域指定の変更による簡易タンクの撤去」)
 - 3 次の要件に適合している場合は、給油取扱所の固定注油設備に簡易タンクを接続することについて危政令第 23 条を適用して差し支えない。(平成 21 年 11 月 17 日消防危第 204 号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問 1)
 - (1) 屋外給油取扱所(航空機給油取扱所、船舶給油取扱所及び鉄道給油取扱所を除く。)であること。
 - (2) 防火地域及び準防火地域以外の地域であること。
 - (3) 給油取扱所には、固定給油設備及び固定注油設備に接続する簡易タンクが、その取り扱う同一品質の危険物ごとに 1 個ずつ 3 個までであること。
 - (4) 簡易タンクの容量は 600ℓ以下であること。
 - (5) 簡易タンクの構造及び設備は、危政令第 14 条第 4 号及び第 6 号から第 8 号までに掲げる簡易タンク貯蔵所の構造及び設備の規定によること。

- その他
 - 1 給油取扱所において、危険物を取り扱う配管として用いる合成樹脂製の

管に次の保護措置が講じられている部分については、危政令第17条第1項第8号イにおいてその例によるものとされる危政令第13条第1項第10号においてその例によるものとされる危政令第9条第1項第21号イの適用に当たり、地盤面上を走行する車両による活荷重が直接配管に加わらない構造のものとして、当該車両からの活荷重によって生ずる応力を考慮しなくてもよい。(平成30年3月29日消防危第42号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問1)

- (1) 厚さ15 cm以上の鉄筋コンクリート舗装下に設けられた、合成樹脂製の管を保護するためのコンクリート製又は鋼製の管等の保護構造物を設置する。
- (2) 保護構造物は、鉄筋コンクリート舗装を通じて、地盤面上を走行する25 t車の活荷重によって生ずる応力に対して、十分な強度を有し、変形等が生じない構造のものとする。
- (3) 保護構造物と合成樹脂製の管との間は、合成樹脂製の管に応力が集中しないよう、山砂等の充填又は間隙を設ける。

2 複数の専用タンク相互の液面レベルを均一化するため、液面計、コントロールユニット、ポンプ等からなる自動移送システムを設置することができる。この場合、既設の専用タンクの注入管内に難燃性チューブ(接地導線入り)を用いることができる。(平成4年2月6日消防危第13号「給油取扱所専用タンク間に設置する自動移送システムについて」問3)

3 専用タンクと屋外タンク貯蔵所等のタンクを配管によって連結することができるが、この場合注油中の危険物の量が常時確認できる装置を設ける等危険物の溢流防止措置をすること。この場合において、屋外タンク貯蔵所等の注入口等を、給油取扱所の敷地内に設置することは認められない。(昭和51年7月12日消防危第23-12号「地下タンクと屋外貯蔵タンクとの接続」)(昭和56年6月16日消防危第70号「給油取扱所専用タンクと接続できる敷地外の貯蔵タンクの容量について」)

4 過疎地の給油取扱所において、地上に貯蔵タンクを設置する場合の技術的な要件に関しては、令和3年3月30日消防危第51号を参照すること。(令和3年3月30日消防危第51号「過疎地の給油取扱所において地上に貯蔵タンクを設置する場合等の運用について」)

第9	固定給油設備及び固定注油設備
----	----------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第10号

固定給油設備及び固定注油設備【危規則第25条の2】は、漏れるおそれがない等火災予防上安全な総務省令で定める構造とするとともに、先端に弁を設けた全長5m（懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、総務省令で定める長さ【危規則第25条の2の2】）以下の給油ホース又は注油ホース及びこれらの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を設けること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条の2（固定給油設備等の構造）

固定給油設備及び固定注油設備の構造は、次のとおりとすること。

一 ポンプ機器の構造は、次のとおりとする。

イ 固定給油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される給油ホースの先端における最大吐出量がガソリン、第4類危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するもの又は第4類危険物のうちエタノール若しくはこれを含有するものにあつては毎分500以下、軽油にあつては毎分1800以下となるものにする。

ロ 固定注油設備のポンプ機器は、当該ポンプ機器に接続される注油ホースの先端における最大吐出量が毎分600以下となるものとする。ただし、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のポンプ機器にあつては、当該ポンプ機器に接続される注油ホースの先端における最大吐出量が毎分1800以下となるものとする。

ハ 懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備のポンプ機器には、ポンプ吐出側の圧力が最大常用圧力を超えて上昇した場合に、危険物を自動的に専用タンクに戻すことができる装置をポンプ吐出管部に設けること。

ニ ポンプ又は電動機を専用タンク内に設けるポンプ機器（以下「油中ポンプ機器」という。）は、危規則第24条の2に掲げるポンプ設備の例によるものであること。

ホ 油中ポンプ機器には、当該ポンプ機器に接続されているホース機器が転倒した場合において当該ポンプ機器の運転を停止する措置が講じられていること。

二 ホース機器の構造は、次のとおりとすること。

- イ 給油ホース又は注油ホース（以下「給油ホース等」という。）は、危険物に侵されないものとするほか、日本産業規格 K6343「送油用ゴムホース」に定める1種の性能を有するものとする。
 - ロ 給油ホース等の先端に設ける弁及び給油ホース等の継手は、危険物の漏れを防止することができる構造とすること。
 - ハ 給油ホース等は、著しい引張力が加わったときに当該給油ホース等の破断による危険物の漏れを防止する措置が講じられているものであること。
 - ニ ホース機器は、当該ホース機器に接続される給油ホース等が地盤面に接触しない構造とすること。
 - ホ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備及び固定注油設備のホース機器には、当該タンクの底部に達する注入管が設けられていること。
 - ヘ 車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備及び固定注油設備のホース機器の給油ホース等のうち、その先端における吐出量が毎分60ℓを超えるものにあつては、危険物の過剰な注入を自動的に防止できる構造のものとするとともに、注油ホースにあつては当該タンクに専用注入するものとする。
 - ト 油中ポンプ機器に接続するホース機器には、当該ホース機器が転倒した場合において当該ホース機器への危険物の供給を停止する装置が設けられていること。
 - チ 固定給油設備の給油ノズルで、容器への詰替えの用に供するものは、容器が満量となったときにガソリンの注入を自動的に停止する構造のものとすること。
 - 三 配管は、金属製のものとし、かつ、0.5MPaの圧力で10分間水圧試験を行ったとき漏洩その他の異常がないものであること。
 - 四 難燃性を有する材料で作られた外装を設けること。ただし、ポンプ室に設けるポンプ機器又は油中ポンプ機器にあつては、この限りでない。
 - 五 火花を発生させるおそれのある機械器具等を設ける部分は、可燃性蒸気が流入しない構造とすること。
- 危規則第25条の2の2（懸垂式の固定給設備等の給油ホース等の長さ）
危政令第17条第1項第10号の総務省令で定める長さは、ホース機器の引出口から地盤面上0.5mの水平面に垂線を下ろし、その交点を中心として当該水平面において給油ホース等の先端で円を描いた場合において、半径3mを超える円を描くことができない長さとする。

留意事項

- 「懸垂式の固定給油設備等」とは、ホース機器が屋根、はり等から吊り下げられた形式をいうものである（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」第12（4））
- 危険物保安技術協会の型式試験確認済証を貼付した固定給油設備等及び油中ポンプ設備は、危政令等に定める固定給油設備等及び油中ポンプ設備の構造に関する技術基準に適合していると認められるものである。（昭和63年5月30日消防危第74号「固定給油設備及び灯油用固定注油設備並びに油中ポンプ設備の取扱いについて」1）
- ホースの長さの例

図8-1 懸垂式給油ホース

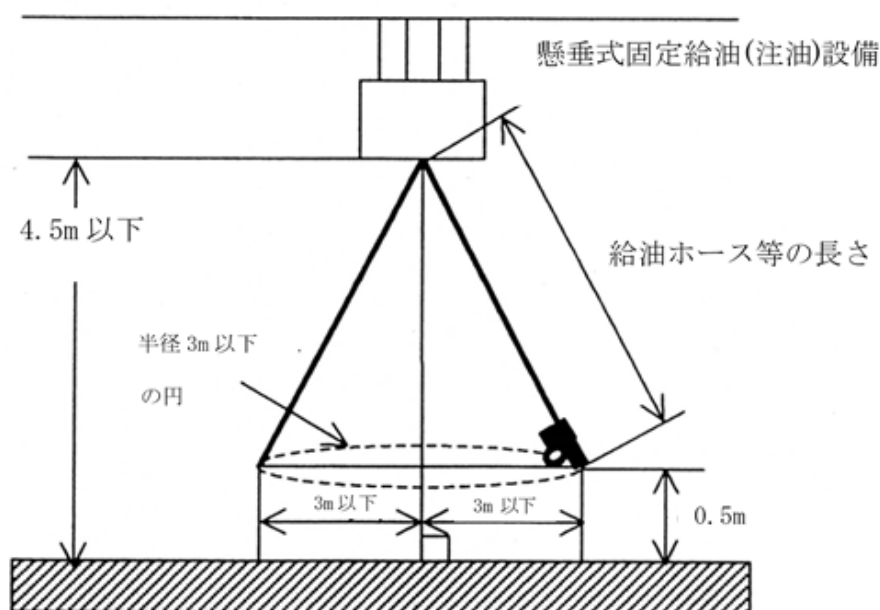
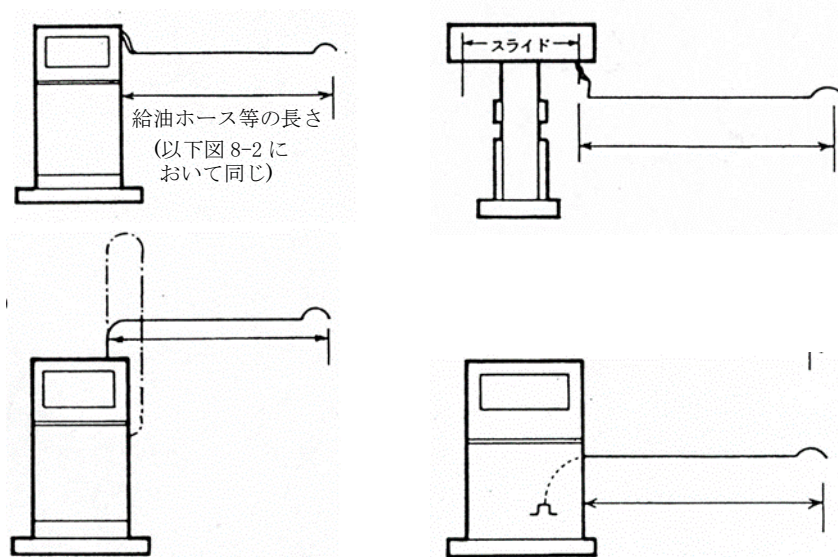


図 8-2 懸垂式以外の給油ホース



参照

- 「固定給油設備等の構造等」－平成5年9月2日消防危第68号「固定給油設備及び固定注油設備の構造等について」
- 「可燃性蒸気が流入しない構造」－平成13年3月30日消防危第43号「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」

第10	固定給油設備及び固定注油設備の表示
-----	-------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第11号

固定給油設備及び固定注油設備には、総務省令で定めるところにより、見やすい箇所に防火に関し必要な事項を表示【危規則25条の3】すること。

※ 誤販売等を防止することを目的とするものである。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条の3（固定給油設備等の表示）

- 一 給油ホース等の直近の位置に表示すること。
- 二 取り扱う危険物の品目を表示すること。

留意事項

○ 直近の位置とは、固定給油設備若しくは灯油用固定注油設備の本体（懸垂式のものにあつては、給油ホース設備の本体ケース）又は給油管若しくは注油管自体（ノズルの部分又はノズル直近の部分）をいうものである。（昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.3.ア）

○ 危険物の品目とは、ガソリン、軽油、灯油等の油種名をいうが、レギュラー、ハイオク等の商品名によるものでも差し支えない。（昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.3.イ）

第11	固定給油設備及び固定注油設備の位置
-----	-------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第12号

固定給油設備は、次に掲げる道路境界線等からそれぞれ当該道路境界線等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令【危規則25条の3の2】で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

イ 道路境界線 次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

固定給油設備の区分		間 隔
懸垂式の固定給油設備		4m以上
その他の 固定給油 設備	固定給油設備に接続される給油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大給油ホース全長」という。）が3m以下のもの	4m以上
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上

ロ 敷地境界線 2m以上

ハ 建築物の壁 2m（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1m）以上

○ 危政令第17条第1項第13号

固定注油設備は、次に掲げる固定給油設備等からそれぞれ当該固定給油設備等について定める間隔を保つこと。ただし、総務省令【危規則25条の3の2】で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器については、この限りでない。

イ 固定給油設備（総務省令【危規則第25条の3の2】で定めるところによりホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。） 次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

固定給油設備の区分		間 隔
懸垂式の固定給油設備		4m以上

第9節 給油取扱所
第11 固定給油設備及び固定注油設備の位置

その他の 固定給油 設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m以上
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上

ロ 道路境界線 次の表に掲げる固定注油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める間隔

固定注油設備の区分		間隔
懸垂式の固定注油設備		4m以上
その他の 固定注油 設備	固定注油設備に接続される注油ホースのうちその全長が最大であるものの全長（以下「最大注油ホース全長」という。）が3m以下のもの	4m以上
	最大注油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m以上
	最大注油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m以上

ハ 敷地境界線 1m以上

ニ 建築物の壁 2m（給油取扱所の建築物の壁に開口部がない場合には、1m）以上

根拠条文 危規則

- 危規則第25条の3の2（道路境界線等からの間隔を保つことを要しない場合）
危政令第17条第1項第12号ただし書（同条第2項においてその例による場合を含む。）、同条第1項第13号ただし書（同条第2項においてその例による場合を含む。）及び同条第1項第13号イ（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定により、同条第1項第12号、同条第1項第13号及び同号イに定める間隔を保つことを要しない場合は、次に掲げる要件に適合するポンプ室にポンプ機器を設ける場合又は油中ポンプ機器を設ける場合とする。
 - 一 ポンプ室は、壁、柱、床、はり及び屋根（上階がある場合は、上階の床）を耐火構造とすること。
 - 二 ポンプ室の出入口は、給油空地に面するとともに、ポンプ室以外の部分に可燃性の蒸気が流入することを防止するための出入口には、随時開

- けることができる自動閉鎖の特定防火設備を設けること。
三 ポンプ室には、窓を設けないこと。

留意事項

- ポンプ室の出入口を給油空地に面することとしているのは、事務所等への可燃性の蒸気の流入を防止し火災等の影響を排除することを目的としたものであり、給油空地に直接面する必要はない。（平成元年5月10日消防危第44号「危検物規制事務関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問4）
- 固定注油設備の離隔距離は、固定注油設備の中心点までの距離とする。ただし、懸垂式のもののうち注油管の取付部がスライドするものについては、そのスライドするすべての地点までの水平距離とする。（昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3 4（2））
- 「建築物」には、給油取扱所外の建築物も含まれる。また、「敷地境界線」とは、給油取扱所の境界ではなく、隣地、河川等の一般的に敷地境界線といわれる部分をいう。（昭和62年9月9日消防危第91号「給油取扱所に係る疑義について」2）
- 「建築物の壁に開口部がない場合」とは、固定給油設備等の位置から水平距離2mの範囲内に建築物の開口部がない場合をいう。また、建築物のはめ殺し窓とガラリは、建築物の開口部に該当する。（昭和45年4月4日消防予第60号「固定給油設備と事務所等との位置」）
- 2以上の固定給油設備相互間又は固定注油設備相互間の離隔規制はないものであること。（昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.4（1））
- 地下貯蔵タンクの鉄筋コンクリートのふたの上部にアイランドを設け固定給油設備等を設置することができる。ただし、地下貯蔵タンクのマンホールプロテクタ、点検口、検知管のある場所は除くものとする。（昭和58年12月2日消防危第128号「固定給油設備等の設置場所について」）

第12	懸垂式の固定給油設備等のホース機器引出口の高さ・緊急停止装置
-----	--------------------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第14号

懸垂式の固定給油設備及び固定注油設備にあつては、ホース機器の引出口の高さを地盤面から4.5m以下とすること。

○ 危政令第17条第1項第15号

懸垂式の固定給油設備又は固定注油設備を設ける給油取扱所には、当該固定給油設備又は固定注油設備のポンプ機器を停止する等により専用タンクからの危険物の移送を緊急に止めることができる装置を設けること。

留意事項

- 懸垂式の固定給油設備等に設ける緊急停止装置の操作部を設ける場所は、当該固定給油設備等の設置場所付近の事務所等の外壁等見やすい位置とすること。（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」第1.2（4）オ）

第13	建築物の規制
-----	--------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第16号

給油取扱所には、給油その他の業務のための建築物（避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途【危規則第25条の4第1項】に供するものに限る。）以外の建築物その他の工作物を設けないこと。この場合において、給油取扱所の係員以外の者が出入する建築物の部分で総務省令で定めるもの【危規則第25条の4第2項】の床面積の合計は、避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める面積【危規則第25条の4第2項】を超えてはならない。

○ 危政令第17条第1項第17号

危政令第17条第1項第16号の給油取扱所に設ける建築物は、壁、柱、床、はり及び屋根を耐火構造とし、又は不燃材料で造るとともに、窓及び出入口（自動車等の出入口で総務省令で定めるものを除く。）に防火設備を設けること。この場合において、当該建築物の総務省令で定める部分は、開口部のない耐火構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画され、かつ、防火上必要な総務省令で定める構造としなければならない。

○ 危政令第17条第1項第20号

ポンプ室その他危険物を取り扱う室（以下「ポンプ室等」という。）を設ける場合にあつては、次によること。

イ ポンプ室等の床は、危険物が浸透しない構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しない構造とするとともに、漏れた危険物及び可燃性の蒸気が滞留しないように適当な傾斜をつけ、かつ、貯留設備を設けること。

ロ ポンプ室等には、危険物を取り扱うために必要な採光、照明及び換気の設備を設けること。

ハ 可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等には、その蒸気を屋外に排出する設備を設けること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条の4（給油取扱所の建築物）

1 危政令第17条第1項第16号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の総務省令で定める用途は、次のとおりとする。

一 給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場

- 二 給油取扱所の業務を行うための事務所
 - 三 自動車等の点検・整備を行う作業場
 - 四 自動車等の洗浄を行う作業場
 - 五 給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所
 - 六 施行令別表第一(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途(前各号に掲げるものを除く。)
- 2 危政令第17条第1項第16号(同条第2項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める部分は、前項第2号、第3号及び第6号の用途に供する床又は壁で区画された部分(給油取扱所の係員のみが出入りするものを除く。)とし、危政令第17条第1項第16号(同条第2項においてその例による場合を含む。)の総務省令で定める面積は、300㎡とする。
- 3 危政令第17条第1項第17号及び同条第2項第7号の総務省令で定める自動車等の出入口は、危規則第25条の4第1項第1号、第3号及び第4号の用途に供する部分に設ける自動車等の出入口とする。
- 4 危政令第17条第1項第17号及び同条第2項第6号の総務省令で定める部分は、第1項第5号の用途に供する部分とし、危政令第17条第1項第17号及び同条第2項第6号の総務省令で定める構造は、給油取扱所の敷地に面する側の壁に出入口がない構造とする。

留意事項

- 危規則第25条の4第1項各号の用途に供される建築物を2棟以上設けることとして差し支えないが、この場合において、全ての建築物の床面積の合計は、同条第2項の規定に従い、300㎡を超えないものとする。 (平成31年4月19日消防危第81号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問7)
- 自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務及び板金業務は、危規則第25条の4第1項第3号に規定する自動車の点検・整備に該当する。(平成14年2月26日消防危第29号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問5)
- 上屋(キャノピー)に採光のためにガラスを使用することについては、当該ガラスが、次に適合している場合に限り、危政令第23条を適用し認めて

差し支えない。(平成13年3月16日消防危第33号「製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について」の一部改正について)

- (1) 地震による震動により容易に破損・落下しないように、ガラス取り付け部が耐震性を有していること。
- (2) 火災時に発生する熱等により容易に破損しないよう、網入りガラス等を使用していること。
- (3) 万一破損した場合においても、避難及び消防活動の観点から安全上支障がないよう、飛散防止フィルム等により飛散防止措置をしていること。
- (4) ガラスを使用する範囲については、破損により開口が生じた場合においても、周囲の状況から判断し、延焼防止に支障のないものであること。

○ 給油取扱所に設ける間仕切壁

- 1 建築物の壁のうち、次のア又はイの間仕切壁については、危政令第23条の規定を適用し、準不燃材料(建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。)又は難燃材料(建築基準法施行令第1条第6号に規定する難燃材料をいう。)の使用を認めて差し支えない。(平成9年3月26日消防危第31号「製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について」1(2))

ア 危険物を取り扱う部分と耐火構造若しくは不燃材料の壁又は随時開けることのできる自動閉鎖の防火設備により区画された危険物を取り扱わない部分に設ける間仕切壁。

イ 危険物を取り扱わない建築物に設ける間仕切壁。

○ 給油取扱所に設ける間仕切壁に設ける窓又は出入口

「平成9年3月26日消防危第31号「製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について」1(2)」に設ける窓又は出入口には、危政令第23条の規定を適用し、防火設備以外のもの(準不燃材料又は難燃材料のものに限る。)を設けて差し支えない。(*)

○ 1階販売室等の建築物の壁体を兼ねる防火扉に敷地外へ直接通じる連絡用(避難用)出入口を設ける場合は、必要最小限度の自動閉鎖式の特定防火設備とすること。(昭和62年6月17日消防危第60号「給油取扱所の規制事務に関する執務資料の送付について」問20)

○ 本社事務所等(危規則第25条の4第1項第5号)との区画には、避難口として必要最小限の開口部であっても設置することは認められない。(平成元年5

月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問8)

- 給油又は灯油の詰替えのための作業場に面する2階部分の本社事務所等（危規則第25条の4第1項第5号）の区画を要する例と要しない例（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問9）
- ポンプ室等には、油庫のほか危険物を取り扱う整備室等が含まれる。（平成元年3月3日消防危第15号「給油取扱所に係る危険物の規制に関する政令等の一部を改正する政令等の運用について」第1.5（1））
- 自動車等の点検・整備を行う作業場であって三方が壁に囲まれた部分は、整備室とする。（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問10）
- 「危険物を取り扱う室」であるかどうかは、油圧式リフト、ウォールタンク等の固定した設備の有無によってのみ判断するものでない。（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問12）
- 可燃性の蒸気が滞留するおそれのあるポンプ室等とは、一般的に引火点が40℃未満の危険物を取り扱うポンプ室等をいう。（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問11）
- 「可燃性蒸気を屋外に排出する設備」にいう屋外には、給油空地に面する部分も含まれる。（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問15）
- ポンプ室等の貯留設備は、原則として排出口のない集水ますとすること。（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問13）
- 給油取扱所構造設備明細書を記入する際の用途について（平成元年5月10日消防危第44号「危険物規制事務に関する執務資料（給油取扱所関係）の送付について」問6）

第9節 給油取扱所
第13 建築物の規制

危規則第25条の4	区 分	用 途 範 囲	300 m ² の面積制限適用有・無
第1号	給油又は灯油の詰め替えのための作業場（上屋、キャノピー）	<ul style="list-style-type: none"> 給油又は注油を行う作業場と一体の建築物内に設けられた自動車等の点検・整備を行う作業場（壁等で区画されていないもの） ポンプ室 油庫 コンプレッサー室 	無
第2号	給油取扱所の業務を行うための事務所	<ul style="list-style-type: none"> 社長室、応接室、会議室 便所、湯沸室、洗面所 更衣室、従業員休憩室 	有
第3号	自動車等の点検、整備を行う作業場	<ul style="list-style-type: none"> リフト室 	有
第4号	自動車等の洗浄を行う作業場	<ul style="list-style-type: none"> 移動式、固定式、コンベアー式洗車機 洗車場、洗車室 	無
第5号	給油取扱所の所有者、管理者若しくは占有者が居住する住居又はこれらの者に係る他の給油取扱所の業務を行うための事務所	<ul style="list-style-type: none"> 所有者等の住居 本店事務所 	無
第6号	政令別表第一(1)項、(3)項、(4)項、(8)項、(11)項から(13)項イまで、(14)項及び(15)項に掲げる防火対象物の用途	劇場、映画館、演芸場又は観覧場、公会堂又は集会場、飲食店、物品販売店、展示場、図書館、博物館、美術館、神社、寺院、教会、工場又は作業場、映画スタジオ又はテレビスタジオ、自動車車庫又は駐車場、倉庫、事務所など	有

参照

- 「自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務等の運用」－別記25「自動車の部分的な補修を目的とする塗装業務等」

- 「不燃材料」、「耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 「特定防火設備」－第1節「製造所-第7窓、出入口」
- 「ポンプ室等の床の構造」－第1節「製造所-第9床の構造」
- 「ポンプ室等の必要な採光、照明及び換気設備」、「ポンプ室等の排出設備」
－第1節「製造所-第10採光、照明、換気設備及び排出設備」

第14	可燃性蒸気流入防止構造
-----	-------------

根拠条文 危政令

○ 危政令 17 条第 1 項第 18 号

給油取扱所の建築物のうち、事務所その他火気を使用するもの（総務省令で定める部分を除く。）は、漏れた可燃性の蒸気がその内部に流入しない総務省令で定める構造とすること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第 25 条の 4 第 5 項（給油取扱所の建築物）

総務省令で定める部分は、自動車等の点検・整備を行う作業場及び自動車等の洗浄を行う作業場とし、総務省令で定める構造とは、次のとおりとする。

- 一 出入口は、随時開けることができる自動閉鎖のものとする。
- 二 犬走り又は出入口の敷居の高さは、15 cm 以上であること。

留意事項

○ 犬走り等にスロープを設置する場合は、次に定める要件をすべて満足する場合にあっては、可燃性蒸気が建築物の内部に流入しない構造と認められる。（平成 9 年 3 月 14 日消防危第 26 号「給油取扱所の建築物に係る可燃性蒸気流入防止措置の緩和について」）

- (1) スロープの最下部から最上部までの高さが 15 cm 以上であること。なお、スロープが明確でない場合にあっては、最上部からの高さの差が 15 cm 以上となるまでをスロープとみなすものとする。
- (2) スロープは、給油又は注油に支障のない位置に設けること。
- (3) スロープ上において給油又は注油を行わないこと。

第15	給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁
-----	------------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第19号

給油取扱所の周囲には、自動車等の出入りする側を除き、火災による被害の拡大を防止するための高さ2m以上の塀又は壁であつて、耐火構造のもの又は不燃材料で造られたもので総務省令で定めるもの【危規則第25条の4の2】を設けること。

根拠条文 危規則

○ 危規則25条の4の2（給油取扱所の塀又は壁）

危政令第17条第1項第19号の総務省令で定める塀又は壁は、次に掲げる要件に適合する塀又は壁とする。

- 一 開口部（防火設備ではめごろし戸であるもの（ガラスを用いるものである場合には、網入りガラスを用いるものに限る。）が設けられたものを除く。）を有しないものであること。
- 二 給油取扱所において告示【危告示第4条の52第1項】で定める火災が発生するものとした場合において、当該火災により当該給油取扱所に隣接する敷地に存する建築物の外壁その他の告示【危告示第4条の52第2項】で定める箇所における輻射熱が告示【危告示第4条の52第3項】で定める式を満たすこと。

根拠条文 危告示

○ 危告示第4条の52（給油取扱所の塀又は壁に考慮すべき火災等）

- 1 危規則第25条の4の2第2号の告示で定める火災は、次に掲げる火災とする。
 - 一 固定給油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から自動車等の燃料タンクに給油中又は容器若しくは車両に固定されたタンクに注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災
 - 二 固定注油設備（ホース機器と分離して設置されるポンプ機器を除く。）から容器又は車両に固定されたタンクに注油中に漏えいした危険物が燃焼する火災
 - 三 専用タンク（危政令第17条第1項第7号の専用タンクをいう。）に危険物を注入中に漏えいした危険物が燃焼する火災
- 2 危規則第25条の4の2第2号の告示で定める箇所は、次に掲げる箇所とする。

- 一 給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏（耐火構造、準耐火構造又は防火構造のものを除く。）で当該給油取扱所に面する部分の表面
 - 二 給油取扱所の塀又は壁に設けられた防火設備（危政令第9条第1項第7号の防火設備をいい、ガラスを用いたものに限る。）の給油取扱所に面しない側の表面
- 3 危規則第25条の4の2第2号の告示で定める式は、次のとおりとする。

$$\int_0^{t_e} q^2 dt \leq 2,000$$

t_e は、燃焼時間（単位 分）

q は、輻射熱（単位 kW/m^2 ）

t は、燃焼開始からの経過時間（単位 分）

留意事項

○ 自動車の出入りする側

- 1 「自動車の出入りする側」とは、幅員が4m以上の危規則第1条第1号に規定する道路に接し、かつ、給油を受けるための自動車等が出入りできるものをいう。（昭和51年11月16日消防危第94号「自動車等の出入りする側」）
- 2 給油取扱所の周囲が幅員4m以上の構内道路に面するとき、これら周囲についていずれも自動車等の出入りする側とみなすことができる。（平成17年12月19日消防危第295号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問4）
- 3 給油取扱所と道路の間に河川等がある場合で、次の各事項に適合するものについては、自動車の出入りする側とみなす。（昭和44年3月10日消防予第50号「道路との間に河川をはさんだ給油取扱所の取扱」）
 - (1) 通路の幅が、道路から給油取扱所に至る通路の長さの2分の1以上で、道路の幅は、5m以上であること。
 - (2) 通路は、道路の同じ側に2箇所以上設けられていること。
 - (3) 通路が河川等を渡って設けられるときは、万一、危険物が通路に流出した場合であっても、河川等に流入しないように当該道路の両側を高くする等通路には、危険物の流出防止措置を講じてあること。

4 間口にガードレールが設けられている場合で、次の各事項に適合するものについては、自動車等の出入りする側とみなす。(昭和45年5月4日消防予第81号「間口とガードレールの関係」)

- (1) 道路の幅は、5m以上であること。
- (2) 道路は、道路の同じ側に2箇所以上設けられていること。
- (3) 給油取扱所の空地のうち、間口10m以上、奥行6m以上の矩形部分の間口の前面にとらなければならないこと。

5 給油取扱所に面する道路が、危規則第1条第1項第1号ニの規定に適合する場合には、当該道路が縁石やさく等で区画されていない場合や袋小路、私道の場合であっても自動車等の出入りする側とする。(平成9年3月25日消防危第27号「自動車等の出入りする側として防火へいを設けないことについて」)(平成10年10月13日消防危第90号「自動車等の出入りする側について」)(平成31年4月19日消防危第81号「給油取扱所における自動車等の出入りする側について」)

○ 防火塀

1 切欠き

給油取扱所から自動車等が出る際に交通事故が発生するおそれがあるもの等については、現認性確保のため、周囲の状況等から判断して延焼危険性が低く、危規則第25条の4の2第2号を満たす場合は、危政令第23条を適用し、危政令第17条第1項第19号に規定されている塀又は壁に道路境界線から1m以内に限り、切欠きを設けて差し支えない。(平成30年3月29日消防危第42号「給油取扱所の周囲に設ける塀又は壁への切欠きの設置について」)

2 防火戸

給油取扱所の防火塀に交通事故防止等必要やむを得ない場合に限り、政令第23条の規定を適用し、必要最小限の甲種防火戸又は乙種防火戸のガラス戸(はめごろし戸に限る)を設けることができる。(平成9年3月26日消防危第31号「製造所等の建築物に用いる建築材料及びガラスに係る運用上の指針について」3)

3 輻射熱

- (1) 輻射熱の計算における燃焼時間について(平成18年9月19日消防危第191号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問6)

- ア 給油中、注油中の火災
過去の事件事例等を踏まえて、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間と想定する。
- イ 荷卸し中の火災
漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸しに要する時間として、各タンク室について計算する。
- (2) 輻射熱の計算における火災の範囲について（平成18年9月19日消防危第191号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問8）
- ア 固定給油設備の場合
給油車両の給油口の直下を中心とした円を想定
- イ 固定注油設備の場合
- (ア) 固定注油設備で容器詰め替えの場合
詰め替え容器を置く部分を中心とした円を想定
- (イ) 固定注油設備で移動貯蔵タンク等に注入する場合
注入する移動貯蔵タンク等の停車位置の停車場所の中央を中心とした円を想定
- ウ 注入口の場合
移動貯蔵タンクの荷卸しに使用する反対側吐出口を外周とした円を想定
- (3) 算出に際しては、輻射熱計算ソフト（総務省消防庁ホームページ参照）を活用して差し支えないもの。（指導）

参照

- 「壁又は塀の運用」－平成18年5月10日消防危第113号「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」
 - 「輻射熱を低減させる措置が必要な隣接建築物の部分」－平成18年9月19日消防危第191号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問7
 - 「不燃材料」、「耐火構造」、「準耐火構造」－別記4「不燃材料、耐火構造及び準耐火構造」
- 輻射熱の計算の解説
- (1) 防火構造等の建築物が隣接する場合
告示第4条の52第2項第1号の規定より、給油取扱所に隣接し、又は近接して存する建築物の外壁及び軒裏が、耐火構造、準耐火構造、防火構造である場合は、当該建築物の外壁及び軒裏に対する輻射熱の計算をする必要はないもの。

ただし、防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合は、「(4) 防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合」により計算が必要であること。

(2) 木造の建築物が離れている場合

木造の建築物であっても想定される火災の場所から離れていて、輻射熱が告示で定める式を満たす場合は、防火塀のかさ上げなどの措置を考慮する必要はないもの。

ただし、防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合は、「(4) 防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合」により計算が必要であること。

(1) 輻射熱を低減させる措置

給油取扱所を新設する場合等であれば、隣接建築物等の輻射熱を低減させる措置としては、防火塀のかさ上げの他、給油取扱所のレイアウトにより火災想定の変更する（固定給油設備、固定注油設備、注入口や荷卸しローリー停車位置）ことが考えられるもの。

(3) 防火塀に開口部（網入りガラス）がある場合

防火塀の開口部に設けた防火設備（網入りガラス）の給油取扱所に面しない部分の輻射熱の値が告示の式を満たす必要があるもの。この場合、防火塀上部からの輻射熱も考慮する必要がある。

第16	電気設備
-----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第21号

電気設備は、危政令第9条第1項第17号に掲げる製造所の電気設備の例によるものであること。

参照

○ 「電気設備の例」－第1節「製造所-第16 電気設備」

第17	附随設備
-----	------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第22号

自動車等の洗浄を行う設備その他給油取扱所の業務を行うについて必要な設備【危規則第25条の5】は、総務省令で定めるところにより設けること。

根拠条文 危規則

○ 危規則第25条の5（給油取扱所の付随設備）

1 危政令第17条第1項第22号（同条第2項においてその例による場合を含む。）の規定により給油取扱所の業務を行うについて必要な設備は、自動車等の洗浄を行う設備、自動車等の点検・整備を行う設備、混合燃料油調合器、尿素水溶液供給機及び急速充電設備（対象火気省令第3条第20号に規定する急速充電設備をいう。以下同じ。）とする。

2 危規則第25条の5第1項の設備の位置、構造又は設備の基準は、それぞれ次の各号のとおりとする。

(1) 自動車等の洗浄を行う設備

ア 蒸気洗浄機（水蒸気により車体を洗浄する装置）

(イ) 位置は、固定給油設備（ポンプ室（25条の3の2各号に適合するポンプ室に限る。）に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）からイ（ア）に規定する囲いが次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上離れた場所であること。

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4m
その他の 固定給油 設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m

(イ) 周囲には、不燃材料で造った高さ1m以上の囲いを設けるとともに、その囲いの出入口は、固定給油設備に面しないものとする。

(ウ) 排気筒には、高さ1m以上の煙突を設けること。

イ 洗車機（門型洗車機、箱型洗車機等）

位置は、固定給油設備（ポンプ室（25条の3の2各号に適合するポンプ室に限る。）に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上離れた場所であること。ただし、建築物の第25条の4第1項第4号の用途に供する部分（自動車等の洗浄を行う作業場）で、床又は壁で区画されたものの内部に設ける場合は、この限りでない。

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4m
その他の 固定給油 設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m

(2) 自動車等の点検・整備を行う設備

ア 位置は、固定給油設備（ポンプ室（第25条の3の2各号に適合するポンプ室に限る。）に設けられたポンプ機器及び油中ポンプ機器を除く。）から次の表に掲げる固定給油設備の区分に応じそれぞれ同表に定める距離以上、かつ、道路境界線から2m以上離れた場所であること。ただし、建築物の第25条の4第1項第3号の用途に供する部分で、床又は壁で区画されたものの内部に設ける場合は、この限りでない。

固定給油設備の区分		距離
懸垂式の固定給油設備		4m
その他の 固定給油 設備	最大給油ホース全長が3m以下のもの	4m
	最大給油ホース全長が3mを超え4m以下のもの	5m
	最大給油ホース全長が4mを超え5m以下のもの	6m

イ 危険物を取り扱う設備は、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とすること。

(3) 混合燃料油調合器（ガソリンと潤滑油とを一定の比率をもって混合する装置）

ア 位置は、給油に支障のない場所であって、建築物（第25条の4第1項第1号の用途に供する部分（給油又は灯油の詰替えのための作業

場)を除く。)から1m以上、かつ、道路境界線から4m以上離れた場所であること。

イ 蓄圧圧送式の場合は、常用圧力に堪える構造とし、かつ、適当な安全装置を設けること。

(4) 尿素水溶液供給機

ア 位置は、給油に支障がない場所であること。

イ 給油空地内に設置する場合は、自動車等の衝突を防止するための措置を講ずるとともに、堅固な基礎の上に固定すること。

(5) 急速充電設備

ア 位置は、給油に支障がない場所であって、次に掲げる場所であること。

(ア) 可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所であること。

(イ) 危規則第28条の2の4(顧客に自ら給油等させる給油取扱所)に規定する給油取扱所にあつては、制御卓から全ての急速充電設備における使用状況を直接視認できる場所であること。ただし、第28条の2の5第6号イただし書の規定により制御卓を設けた場合にあつては、この限りでない。

イ 自動車等の衝突を防止するための措置を講ずること。

ウ 急速充電設備の電機回路を電源から遮断する装置を、危険物の流出その他の事故が発生した場合に容易に操作できる場所に設けること。ただし、危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設けた急速充電設備については、当該装置を設けないことができる。

エ 対象火気省令第10条第13号、第12条第10号、第14条第7号並びに第16条第9号(チを除く。)及び第11号の規定の例によること。

3 給油取扱所に設ける附随設備に収納する危険物の数量の総和は、指定数量未満としなければならない。

留意事項

○ 共通

1 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、防爆構造とすること。(昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に

係る運用上の指針について」第3.7(4))

- 2 付随設備は、空地外に設置すること。(昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.7(5))

○洗車機

- 1 門型洗車機の位置については、固定給油設備と洗車機の可動範囲までとの距離とすること。(昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.7(2))
- 2 自動洗車機(レールを含む。)を給油空地に設置することは認められない。また、地下タンクの上部に設置することは適当でない。(昭和58年11月15日消防危第117号「給油取扱所における自動洗車機の設置位置について」)
- 3 洗車用温水ボイラー(消費量指定数量未満)を設置することができる。なお、当該ボイラーに接続する地下貯蔵タンクは、専用タンク又は廃油タンク等として規制される。(昭和45年6月29日消防予第135号「洗車用温水ボイラーの設置」)
- 4 洗車排水処理循環装置を設置する場合は、次によること。(昭和52年4月5日消防危第61号「洗車排水処理循環装置の設置」)
 - (1) 漏水するおそれのない構造であること。
 - (2) 電気設備は、防爆構造であること。
 - (3) 給油業務に支障がない場所に設置すること。
 - (4) 転倒することがないように堅固に固定すること。

○自動車等の点検・整備を行う設備

- 1 「自動車等の点検・整備を行う設備」とは、オートリフト(油圧式・電動式)、ピット、オイルチェンジャー、ウォールタンク、タイヤチェンジャー、ホイールバルンサー、エアーコンプレッサー、バッテリーチャージャー等をいう。(昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.7(3))
- 2 自動車等の点検・整備を行う設備のうち、油圧式オートリフト、オイルチェンジャー、ウォールタンク等の危険物を取り扱う設備は、前述の基準に加え、危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止することができる構造とす

ることとされた（規則第25条の5第2項第2号ロ）が、この取扱いについては、次によること。（昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.7（3））

- (1) 危険物を収納する部分は、次表に定める厚さの鋼板又はこれと同等以上の強度を有する金属板で機密に造るとともに、原則として屋内又は地盤面下に設けること。

危険物を収納する部分の容量	板厚
40ℓ以下	1.0 mm以上
40ℓを超え 100ℓ以下	1.2 mm以上
100ℓを超え 250ℓ以下	1.6 mm以上
250ℓを超えるもの	2.0 mm以上

- (2) 地震等により、容易に転倒又は落下しないように設置すること。
(3) ウォールタンクには、通気管、液面計等を設けるとともに、外面にさび止めのための措置を講ずること。

○尿素水溶液供給機（令和6年2月29日消防危第40号「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」第3.1）

- 1 ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものをく。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。
- 2 プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接する固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

○急速充電設備（令和6年2月29日消防危第40号「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う給油取扱所の運用について」第3.2）

- 1 次の(1)から(3)以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと。
 - (1) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向6mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の周囲60cmまでの範囲
 - (2) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備のホース機器の引出口から地盤面に下ろした垂線（当該引出口が可動式のものにあつては、可動範囲の全ての部分から地盤面に下ろした垂線とする。）から水平方

- 向6mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲
- (3) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲
- 2 次の(1)から(6)以外の場所は、規則第25条の5第2項第5号ハただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱って差し支えないこと。
- (1) 懸垂式以外の固定給油設備にあつては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (2) 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまでで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (3) 専用タンク等のマンホールを中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (4) 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまでで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲
- (5) 通気管の先端の中心から地盤面に下ろした垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲
- (6) 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

第18	給油に支障がある設備
-----	------------

根拠条文 危政令

○ 危政令第17条第1項第23号

給油取扱所には、給油に支障があると認められる設備を設けないこと。

留意事項

○ 給油取扱所に設ける附随設備以外の設備

給油に支障がないと認められる範囲に限り設けても差し支えないが、次のことに留意すること。（昭和62年4月28日消防危第38号「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用上の指針について」第3.8）

- (1) 給油に支障がある設備とは、自動車の転回が困難となり、自動車等の固定給油設備への衝突等を招来しかねないような設備をいうものであり、これに該当するかどうかは専ら火災予防上の観点からのみ行われるものであること。例えば、空地外の場所に設置するサインポール、看板等の設備は、原則として、給油に支障がないものとして取り扱うものとするほか、必要最小限のPOS用カードリーダー等の設備でその設置がやむを得ないと認められるものを空地内のアイランド上に設けることも差し支えないものであること。また、樹木、花壇等についても、給油に支障がないと認められる限り、設けて差し支えないものであること。
- (2) 可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所に設ける電気設備は、防爆構造とすること。
- (3) このほか、厨房設備等の火気を使用する設備については、火災予防条例の関係部分の例によるものであること。

○ 太陽ヒーター

次の各号に適合するものについては設置して差し支えない。（昭和56年8月14日消防危第103号「給油取扱所に設置する太陽ヒーター」）

- 1 太陽ヒーターは、事務所等の建築物の屋根上に設けるとともに、懸垂式固定給油設備の上屋に設置する場合は、給油配管等の点検に支障がない位置とすること。
- 2 事務所等の建築物の屋根は、太陽ヒーターの重量に対し、十分安全な構造であること。
- 3 貯湯型給湯器、ソーラーポンプ又は補助熱源を設ける場合にあつては、事務所内とすること。

- 非常用発電機
可燃性蒸気が滞留するおそれのある範囲以外の場所であって、車両の動線を考慮して支障のない場所であれば、直接地盤面や犬走りに設置することは可能である。（平成31年4月19日消防危第81号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問4）

- ロードヒーティング
以下のすべてに適合するものについては設置して差し支えない。（昭和40年10月12日自消丙予発第157号「給油取扱所におけるロードヒーティングの設置」）（昭和42年7月25日自消丙予発第55号「危険物給油取扱所におけるロードヒーティングの取扱」）
 - 1 ケーブルの埋設位置は、地盤面下100mmとする。この場合地下貯蔵タンクの頂部は、地盤面下600mmとし、地盤面のコンクリート厚さは180mm～300mmとする。また、地下貯蔵タンクのマンホール、排水溝、油分離装置の外端より水平距離200mm以上離れた位置とする。
 - 2 ケーブルには、漏電電流を感知できる装置を設けるとともに、当該装置の受信機は、常時人がいる場所に設けること。
 - 3 ケーブルには、設定温度以上とならないための自動温度調整装置を設けること。
 - 4 電気火災警報機を設置すること。
 - 5 配線の絶縁抵抗値を測定し、各電線路ごとに0.2MΩ以上とすること。
 - 6 ケーブルの絶縁抵抗は、年2回以上測定すること。

- LPGバルク貯槽（1t未満）
コインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽（1t未満）が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置することができる。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。（平成10年10月13日消防危第90号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」4問5）
 - (1) LPGバルク貯槽及び付属設備（以下「LPGバルク貯槽等」という。）は、給油空地以外に設置すること。
 - (2) LPGバルク貯槽は、地下設置とすること。ただし、地下タンクの注入口から8m以上の離隔距離を確保できる場合には、地上に設置することができる。
 - (3) LPGバルク貯槽等へ自動車等の衝突防止措置を講じること。
 - (4) LPGバルク貯槽等に係るガス配管は、(1)によるほか自動車等が

衝突するおそれのない場所に設置すること。

- (5) L P Gタンクローリーの停車位置は、上記(1)、(2)（ただし書き以降）によることとし、その場所を明示すること。
- (6) 予防規程の中にL P Gタンクローリーからの受入中の安全対策について定めること。

○ 看板

給油取扱所に設ける看板については、昭和45年8月4日消防予第160号、昭和45年11月21日消防予第231号、昭和47年1月12日消防予第30号及び昭和47年2月10日消防予第55号、において、個別の給油取扱所における取付け位置及び材質の実例が示されており、これらの通知に示された事項を踏まえ次のとおり取り扱うこと。（平成31年4月19日消防危第81号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」問3）

- 1 危政令17条1項第19号に規定する防火塀の表面又は上部に看板を設ける場合は、不燃材料を使用する。

上記以外の部分に看板を設ける場合は、難燃性の材料を使用する。ただし、事務所等の建築物の屋上に設ける看板及び商標等を示す看板（いわゆるサインポール）にあつては、アクリル樹脂など難燃性以外の材料を使用することができることとする。

- 2 看板の大きさ、取付け位置については、給油業務や自動車の通行に支障のない範囲とすること。

○ 屋外物販

火災予防上の危険がある等の場合を除き、建築物の周囲の空地においても物品の販売等の業務が行えること。（令和2年3月27日消防危第88号「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」）

防火・避難上支障とならない範囲とし下記の事項を遵守させること。

- 1 屋外での物品の販売等の業務に関する事項

給油取扱所において屋外での物品の販売等の業務を行う場合には、以下の事項に留意すること。

- (1) 出火・延焼防止上の留意事項

ア 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火等の火気を使用しないことや、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用すること。

イ 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないこと。

ウ 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。

- (2) 危険物の取扱い作業を行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画する
- (3) 火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導体制等に係る計画を策定すること。
- (4) 物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障を生じさせないよう人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすること。

2 1において策定した計画等については、予防規程又はこれの関連文書に明記すること。

- 事務所等にPHS等のアンテナは、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所に設けることができる。（平成9年3月25日消防危第27号「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」）
- 電撃殺虫器（電撃格子は常時6,000Vの高電圧）を、給油取扱所に設置することは適当でない。（昭和43年7月31日消防予第180号「高電圧利用による電撃殺虫期の設置」）